

牧の台小学校PTA規約

第1条(名称)

本会は牧の台小学校PTAと称し、事務局を牧の台小学校におく。

第2条(目的)

- (1) 本会は保護者と教職員が、それぞれの役割を認識して、児童の健全な成長発達を助ける。
- (2) 学校・家庭・地域社会の相互協力を図る。

第3条(活動方針)

- (1) 保護者と教職員の関係を一層緊密にし、学級・学年・地域の活動を基礎とする。
- (2) 特定の宗教や政党に偏らず、営利を目的としない。

第4条(会員)

本会は本校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教職員を会員とし、会員は全て平等の権利と義務を持つ。

第5条(機関)

本会に次の機関をおく。

- ①総会
- ②全体委員会
- ③運営委員会
- ④学年・学級部会
- ⑤地区部会
- ⑥専門部会・委員会
- ⑦特別委員会

第6条(総会)

- (1) 総会は本会の最高決議機関であり、全会員で構成する。(1家庭1議席を有する)
- (2) 全体委員会が必要と認めるとき、又は会員の10分の1以上から要求があったときに開催する。
- (3) 会長が招集し、会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席により成立する。
- (4) 次のことを定める。
 - ① 規約の変更
 - ② 運営委員会構成員、委員、及び会計監査役の報告、解任。
 - ③ 決算報告、監査報告、事業報告。
 - ④ 予算報告、事業計画報告。
 - ⑤ その他必要な事項。
- (5) 出席者の過半数の賛成で決議する。(可否同数の場合は議長が決定する)

第7条(全体委員会)

- (1) 総会に次ぐ決定機関で、全委員で構成する。
- (2) 運営委員会が必要と認めるとき、会長が招集し、委員の3分の2以上(委任状を含む)の出席により成立、出席者の過半数の賛成で決議する。
- (3) 全体委員会は次のことを決議、報告する。
 - ① 委員、四役及び会計監査役の人員の変更。
 - ② 予算案、事業計画案の承認、決議。
 - ③ 専門部・委員会、特別委員会の新設、改廃及び配属の決定。
 - ④ その他重要議案の決議、報告。

第8条(運営委員会)

(1) 四役・各部長・各委員長で構成する。

- ① 四役(会長・副会長・書記・会計)は、本会の方針により、一体となって運営委員会の調整に当たる。
- ② 部長・委員長は、各部・各委員会を代表する。

(2) 本会の運営と活動に責任を持ち、会長が招集して、次のことを遂行する。

- ① 各機関で立案された計画等を審議・検討する。
- ② 全体委員会に議案を提出する。
- ③ 会員及び委員の意見を反映し、本会の方針に沿って事業を推進する。

第9条(学年・学級部会)

(1) PTAの基礎組織である「学級」からの意見や要望を運営委員会や全体委員会に反映する。

また、運営委員会や全体委員会の決定事項を各学級に伝える。

(2) 「学年・学級」としての活動などを開催する。

第10条(地区部会)

(1) PTAの基礎組織である「地区」からの意見や要望を運営委員会や全体委員会に反映する。

また、運営委員会や全体委員会の決定事項を各地区に伝える。

(2) 各地区は、地域環境の改善を図り、校外活動の向上を目指す。

第11条(専門部会・委員会)

本会の活動を充実させるために、次の専門部・委員会をおく。

- ① 進路学びあい委員会
- ② 厚生部
- ③ ころはぐくみ委員会
- ④ 広報部
- ⑤ ベルマーク委員会
- ⑥ 委員選出管理委員会
- ⑦ 図書委員会

第12条(特別委員会)

必要に応じて全体委員会の決議により設けることができる。

第13条(委員選出管理委員会)

クラス委員・専門部委員・委員会委員・地区委員・四役の選出に関する一切の事務を行う。

第14条(委員・四役の選出・承認)

(1) 委員・四役は、「細則PTA委員選出方法」に基づいて選出する。

(2) 書面をもって承認を得る。

- ① 全会員の2分の1以上の回収をもって有効とする。
- ② 回収の過半数をもって、承認する。

第15条(委員・四役の任期)

(1) 総会による解任がない限り、任期は1年とする。

(2) 再任は拒まない。

(3) 欠員が生じた場合は、「細則PTA委員選出方法」に基づいて選出し、任期は残有の期間とする。

第16条(顧問)

(1) 学校長及び前会長とする。

(2) 会長の諮問に応じる。

(3) 全体委員会の決議によって顧問を委嘱することができる。

第17条(会計)

- (1) 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
- (2) 会費は、月額200円とする。
- (3) 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条(会計監査)

- (1) 本会に会計監査役2名をおく。
- (2) 会計監査は年1回以上行い、会計年度をもって監査報告を行うものとする。
- (3) 会計監査役は、会員中より選出する。

第19条(細則の制定)

本会に必要な細則は、この規約に反しない限り全体委員会で制定する。

第20条

この規約は、平成7(1995)年5月15日から実施する。

細 則

I. PTA委員選出方法(会則13条・14条(①))

PTA委員(総会議長・四役・地区委員・クラス委員・青少年補導委員)選出方法は、次のとおりとする。

1. 会員は、PTA委員希望学年調査表(以下「調査表」という)を委員選出管理委員会に提出する。
2. 調査表をもとに、PTA委員を選出する。選出はすべて公開とする。

(1) 総会議長の選出

議長1名、補欠1名を次の順序により選出する。

ただし、前年度および現年度のPTA委員からは選出することができない。

① PTA会員に公募する。

ただし、公募時に候補者の理由等(時間制約のある人、家庭事情)を聞き、優先順位をつけ抽選とする。

② 四役選出の際、立候補を募る。

③ 新6学年の「1」の方の中から選出する。

(2) 四役(会長・副会長・書記・会計)の選出

① 新2～6学年の四役は、原則として2月末までに、各学年から1名、補欠2名を選出する。

なお、補欠は自動的にクラス委員となるが、原則的に各部正副部長・各委員会正副委員長になることはできない。ただし、当該年度の各部・各委員会の事情がある場合は、この限りではない。

② 新1学年は、4月に同様に選出する。

③ 役職の決定は互選であるが、新1学年の役職は書記とする。

(3)地区委員の選出

- ① 各地区において、新2～6学年の中から、50世帯以下 地区委員1名、補欠1名 50世帯以上 地区委員2名 補欠2名を選出する。
- ② 地区委員は地区部会に所属し、互選により正副部長を決定する。

(4)クラス委員の選出

- ① 1学年あたりのクラス委員必要最低人数を合計7名とする。
各クラスごとのクラス委員必要最低人数を2名とする。
但し、6年生に限ってはクラスの枠に関係なく選出される場合がある。
- ② 各クラスの委員選出人数の割り振りは、状況によりその年の委員選出管理委員会に一任することとする。
- ③ クラス委員は、学年・学級部会、専門部会・委員会、特別委員会に所属し、各々正副部長および正副委員長を互選により決定する。

(5)青少年補導委員の選出

PTA会員に公募する。任期は2年とし、4月に始まり翌々年3月に終わる。

3. その他、PTA委員選出に関して必要な事項はPTA委員選出要領で定める。

II. 慶弔費

1. 会員死亡の場合

(父母) 香料 3,000 円及びしきみ

学校長・学年担任・地区担任・PTA会長の会葬とする。

(職員) 香料 3,000 円及びしきみ

学校長・PTA会長の会葬とする。

2. 本校児童の場合

香料 5,000 円及びしきみ

学校長・学年担任・地区担任・PTA会長の会葬とする。

3. 本校児童が病気の場合

傷病で欠席連続1ヶ月以上の場合、3,000円をお見舞いとする。

4. 本校教職員の配偶者及び一親等が死亡の場合

弔電

5. 特別の事情がある場合はPTA四役の協議により決定し、結果は運営委員会において報告する。

なお、三校一園(牧の台幼稚園・東谷小学校・北陵小学校・東谷中学校)は除く。

III. PTA会費徴収

本校に、1日現在在籍の場合、その月のPTA会費は徴収する。

例外1)4月は、入学式の日に在籍している場合に徴収する。

例外2)2月は3月分も一緒に徴収するため、2月1日以降に転出する場合は3月分を返金する。

【沿革】

平成	7年	9月	8日	制定
平成	11年	5月	19日	追加
平成	12年	9月	1日	改正
平成	14年	2月	8日	追加
平成	17年	9月	1日	追加
平成	18年	9月	29日	改正
平成	19年	6月	7日	改正
平成	19年	9月	26日	改正
平成	20年	3月	13日	改正
平成	22年	4月	15日	追加
平成	23年	5月	18日	削除
平成	23年	5月	18日	改正
平成	23年	5月	26日	改正
平成	26年	4月	24日	改正
平成	28年	4月	14日	改正
平成	29年	4月	18日	改正